

4 免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続

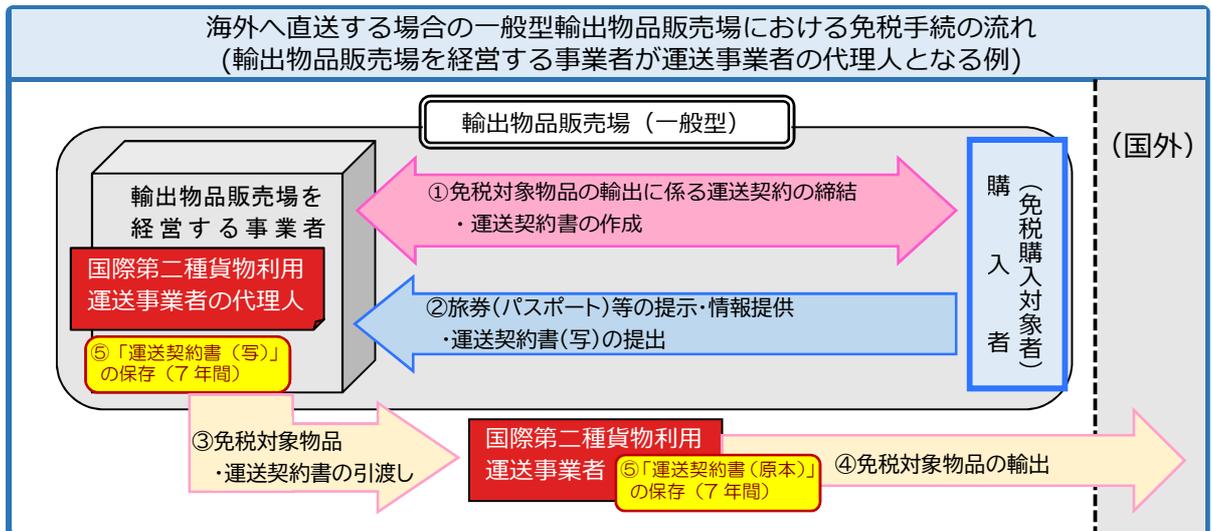
(免税対象物品を海外へ直送する場合の手続)

問64 免税購入対象者が一般型輸出品販売場において免税対象物品を購入し、その販売場から当該物品を海外へ直送する場合の手続について教えてください。

【答】

免税対象物品を海外へ直送する場合の免税販売手続（一般型輸出品販売場を営業者が運送事業者の代理人である場合）は次のとおりです。

なお、免税販売のためには、以下の免税販売手続に加え、購入記録情報を提供する必要があります。詳しくは、問37～52をご参照ください。



① 運送契約の締結

免税購入対象者が免税対象物品の輸出に係る運送契約を国際第二種貨物利用運送事業者の代理人である輸出品販売場を営業者と締結します。

② 旅券等の提示・情報提供及び運送契約書（写）の提出

免税購入対象者は、輸出品販売場を営業者に旅券等を提示するとともに旅券等の情報を提供し、国際第二種貨物利用運送事業者の代理人（輸出品販売場を営業者）との間で締結した運送契約書の写しを提出します。

輸出品販売場を営業者は、免税購入対象者から旅券等の提示を受け、その旅券等に記載された情報の提供を受け、免税購入対象者であることを確認します。

③ 免税対象物品の引渡し

免税購入対象者は、購入した物品をその場で国際第二種貨物利用運送事業者の代理人（輸出品販売場を営業者）に引き渡し、当該代理人は当該運送事業者に物品を引き渡します。

④ 免税対象物品の輸出

国際第二種貨物利用運送事業者は、引渡しを受けた免税対象物品を輸出します。

⑤ 運送契約書等の保存

輸出物品販売場を経営する事業者は、提出された運送契約書の写しを納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地に保存します。保存期間は、免税対象物品を免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消規則7①）。

また、国際第二種貨物利用運送事業者は、運送契約書を納税地又は当該運送契約の締結に係る事務所の所在地に保存します。保存期間は、当該運送契約を締結した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間です（消規則7の2②）。

(注1) 国際第二種貨物利用運送事業者とは、貨物利用運送事業法の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けて、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業を営業者をいいます。

(1) 国際貨物運送とは、船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送をいいます（貨物利用運送事業法6①五）。

(2) 第二種貨物利用運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送とを一貫して行う事業をいいます（貨物利用運送事業法2⑧）。

(注2) 免税対象物品の輸出に係る運送契約書及び運送契約書の写し（以下「運送契約書等」といいます。）には、運送契約を締結した年月日が記載される必要があります（消規則6④、7の2①）。

(注3) 免税販売する消耗品を海外へ直送する場合には、指定された方法による包装は不要です（消令18③二三）。

(注4) 運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、運送契約に違反して免税対象物品を輸出しない場合には、運送事業者の納税地を所轄する税務署長が、運送事業者から免除された消費税額に相当する消費税を徴収することとなります（消令18⑱）。

(免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す場合)

問65 免税対象物品の一部をその場で運送業者に引き渡す方法により海外へ直送する場合、どのように購入記録情報を提供すればよいですか。

【答】

一部の免税対象物品のみ海外に直送する場合には、免税購入対象者が携行して輸出する物

品に係る購入記録情報と海外へ直送する物品に係る購入記録情報を区別して作成し、国税庁長官に提供する必要があります。

(免税対象物品の一部を海外へ直送する場合の免税対象金額の判定)

問66 免税購入対象者に販売する免税対象物品のうち一部を海外へ直送し、一部は免税購入対象者が携帯して輸出する場合、免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する物品と免税購入対象者が携帯して輸出する物品のそれぞれで行うのですか。

【答】

免税購入対象者に販売する免税対象物品のうち一部を国際第二種貨物利用運送事業者が海外へ直送し、一部はその免税購入対象者が携帯して輸出する場合、免税販売の対象となる金額の判定は、海外へ直送する免税対象物品と免税購入対象者が携帯して輸出する免税対象物品とを区分せずに行います（消令18②⑭）。

したがって、免税対象物品を海外へ直送するかにかかわらず、同一の輸出物品販売場において同一の日に同一の免税購入対象者に対して販売する一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上か、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上50万円以下であるかを判定します。

<具体例>

甲店で4千円（税抜）の一般物品Aと2千円（税抜）の一般物品Bを販売し、一般物品Aは国際第二種貨物利用運送事業者が海外へ直送し、一般物品Bは免税購入対象者が携帯して輸出する場合（一般物品の合計額6千円）

一般物品の販売価額（税抜）の合計額が5千円以上であるため、免税販売の対象となります。